（別紙１）

　　　年　　　月　　　日

　福井県　　健康福祉センター所長　様

届出者　氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、

その代表者の氏名

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）

附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について（届出）

大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成28年環境省令第22号）附則第２条第２項に基づく石灰石に係る経過措置の適用について、以下のとおり、原料として使用する石灰石中の水銀含有量が高く、石灰石の変更も困難であるため、石灰石中の水銀含有量の分析結果を添えて届け出ます。

記

１．石灰石中の水銀含有量（mg/kg）

２．原料として使用する石灰石を変更することが困難な理由

（添付書面）

精度管理に関する情報